

暮らし

## 浄化槽設置に補助金を交付

市は、地域の衛生環境の向上と河川の水質保全のため、個人住宅に新たに浄化槽を設置する人に補助金を交付しています。

◎問い合わせ 市上下水道課(☎62-2111内線576・577)

■対象者

公共下水道、農業集落排水の整備区域外に住む人

■補助額

大きさ(建物の床面積など)	区分(※)	補助限度額
5人槽(床面積130平方メートル以下)	新築・改築	352,000円
	リフォーム	625,000円
7人槽(床面積130平方メートル超)	新築・改築	441,000円
	リフォーム	730,000円
10人槽(二世帯住宅)	新築・改築	588,000円
	リフォーム	925,000円

■注意事項

- ・浄化槽の更新(入れ替え)は補助対象外です
- ・申請は工事の施工前に行ってください
- ・受付は先着順です。予算の上限に達した場合は、受付を終了します



自宅トイレの水洗化を検討している人は、ぜひ活用ください!



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

※「改築」と「リフォーム」の違い  
**改築**…住宅を取り壊した土地に新たに住宅を建てること  
**リフォーム**…建物の基礎を残して部分的な修繕を行うこと

住まい

## 市営住宅の入居者を募集!

入居条件や申込方法などの詳細は問い合わせください。以前に申し込んだ人も、改めて申し込みが必要になります。

◎問い合わせ 遠野市営住宅管理センター(☎66-3081)

※市営住宅の管理者が市から<sup>じゅっこく</sup>麟寿広(とびあ2階)に変わりました

申込締切 **4月25日(月)** ※抽選会は5月中旬(予定)

【入居要件】①～⑤の要件を満たす人

- ①住宅に困窮している
- ②世帯所得が月額158,000円以下(高齢者・障害者世帯等…214,000円以下)
- ③市税などの滞納がない
- ④暴力団員でない
- ⑤市内に居住する連帯保証人が2人いる(連帯保証人の極月額額は、入居当初家賃の25カ月分に相当する額)



【入居募集住宅】※敷金は家賃3カ月分

団地名	所在地	構造・階数・間取り	戸数	建築年度	家賃(月額)	備考
八幡	松崎町白岩	木造平屋1LDK	1戸	平成18年度	19,700~52,200円	
	松崎町白岩	簡易耐火2階3DK	3戸	昭和54~55年度	14,100~33,900円	
鶯崎	鶯崎町	木造平屋2LDK	4戸	平成11~12年度	20,000~53,500円	単身不可
	鶯崎町	木造2階3LDK	3戸	平成10~11年度	22,700~61,000円	単身不可
	鶯崎町	簡易耐火2階3DK	15戸	昭和56~60年度	15,200~39,800円	
早瀬	早瀬町	簡易耐火2階3DK	1戸	昭和52年度	13,200~24,200円	
稲荷下	遠野町	木造2階3LDK	1戸	平成24年度	26,000~68,800円	単身不可
笠平	宮守町下宮守	木造平屋3DK	3戸	平成3年度	15,300~42,900円	
吉金	宮守町下宮守	木造平屋3LDK	2戸	平成15・18年度	21,000~57,400円	
下鱒沢	宮守町下鱒沢	木造平屋3DK	3戸	昭和63・平成5年度	12,400~46,900円	
達曽部	宮守町達曽部	木造平屋3DK	2戸	昭和62年度	12,500~21,300円	

健康

## 後期高齢者の医療費負担割合・保険料が変わる



**変更01** 後期高齢者の医療費の窓口負担割合が変わります

本年10月1日から、一定以上の所得のある75歳以上の人などは、現役なみ所得者(窓口負担3割)を除き、医療費の窓口負担が2割になります。

変更の対象になるかは、後期高齢者医療被保険者の課税所得や収入をもとに世帯単位で判定します。判定は令和3年中の所得を利用。8月ごろから判定できるようになります。

◎問い合わせ

市市民課(☎62-2111内線146)

**変更02** 後期高齢者医療制度保険料を改定します

同制度の保険料は県内均一で、2年ごとに見直されます。被保険者数の増加や医療の高度化による医療費の増加などのため、令和4・5年度の保険料率は次のように改定されました。

本年度の保険料は、7月に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

■保険料率

【令和2・3年度】 均等割額 38,000円 所得割率 7.36%	➡	【令和4・5年度】 均等割額 <b>40,900円</b> 所得割率 7.36%
---	---	--

健康

## 人間ドック受診費用の一部を助成



市は、人間ドック(個別で申し込むもの)受診費用の一部を助成します。詳しくは問い合わせください。

■助成金額

10,000円(市国保加入者は15,000円)

■助成対象

以下のすべてを満たす人

- ①受診日に市内に住所がある30歳以上(年度末時点)の人
- ②受診結果を市に提供できる
- ③検査内容が、特定健診・胃がん・肺がん・大腸がん検診の全てを満たしている
- ④受診する年度内に、市が実施する特定健診およびがん(胃がん・肺がん・大腸がん)検診を受けていない
- ⑤就労先から指示された職場健診ではない

■手続方法(2種類の手続き方法があります)

☑ 個人が健診機関などで受診する場合

受診日から5カ月以内に申請してください。  
 ▷必要書類など 健康保険証、印鑑、受診機関発行の領収書、受診結果票、振込先口座通帳(受診者名義)

◎問い合わせ・申請先 市健康長寿課(☎68-3185)

☑ JAいわて花巻を通じて受診する場合

受診予定の40日前までに申し込みください。JAが発行する申込書の受診結果情報提供同意欄に記入・押印が必要です。  
 ▷必要書類など 健康保険証、印鑑※受診費用を口座から引き落とす場合、農協口座通帳と通帳届出印鑑

◎問い合わせ・申請先 JAいわて花巻 遠野・上郷・宮守支店管理課(☎62-2055)

新型コロナ

## 新型コロナ感染者などに「傷病手当金」を支給

■対象 次の①と②をどちらも満たす人

- ①新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われる症状が出たことにより仕事を休んだ人
- ②国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者で給与などの支払いを受けている人のうち、就労できないことで給与などの支払いを受けられない人

■支給期間 休んだ期間のうち4日目以降

■対象期間 令和2年1月1日~令和4年6月30日

※入院が継続する場合などは最長1年6カ月

■支給額 直近の継続した3カ月の給与収入額÷就労日数×3分の2×休んだ日数(上限額あり)

◎問い合わせ 市市民課(☎62-2111内線144)